



商取引における個人情報 の匿名化と仮名化の課題

2012年6月27日

佐藤慶浩

日本ヒューレット・パッカード株式会社

関連用語

匿名

anonymous

特定
同定

identify

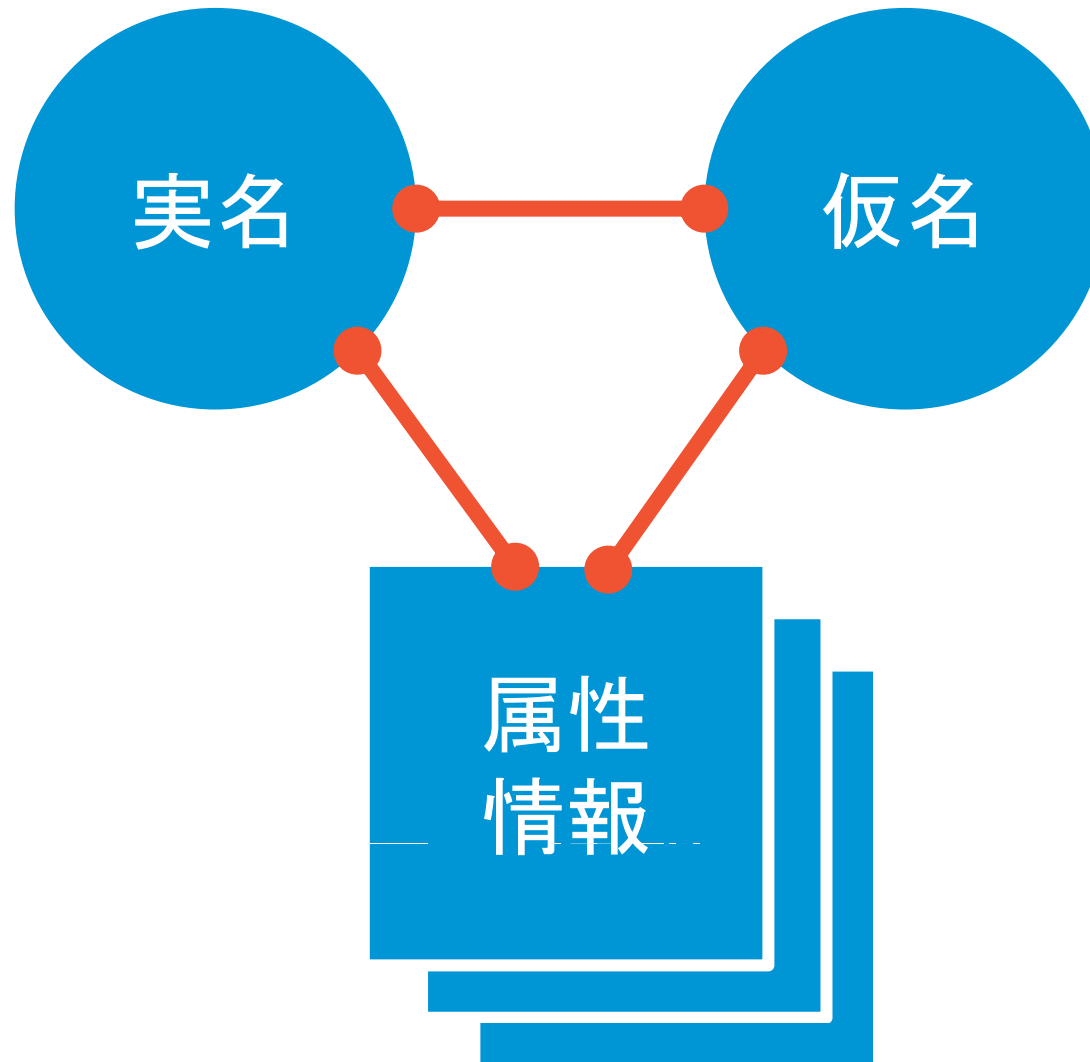
匿名化
仮名化
無名化

anonymize
pseudonimize
de-identify

連結可能匿名化
連結不可能匿名化

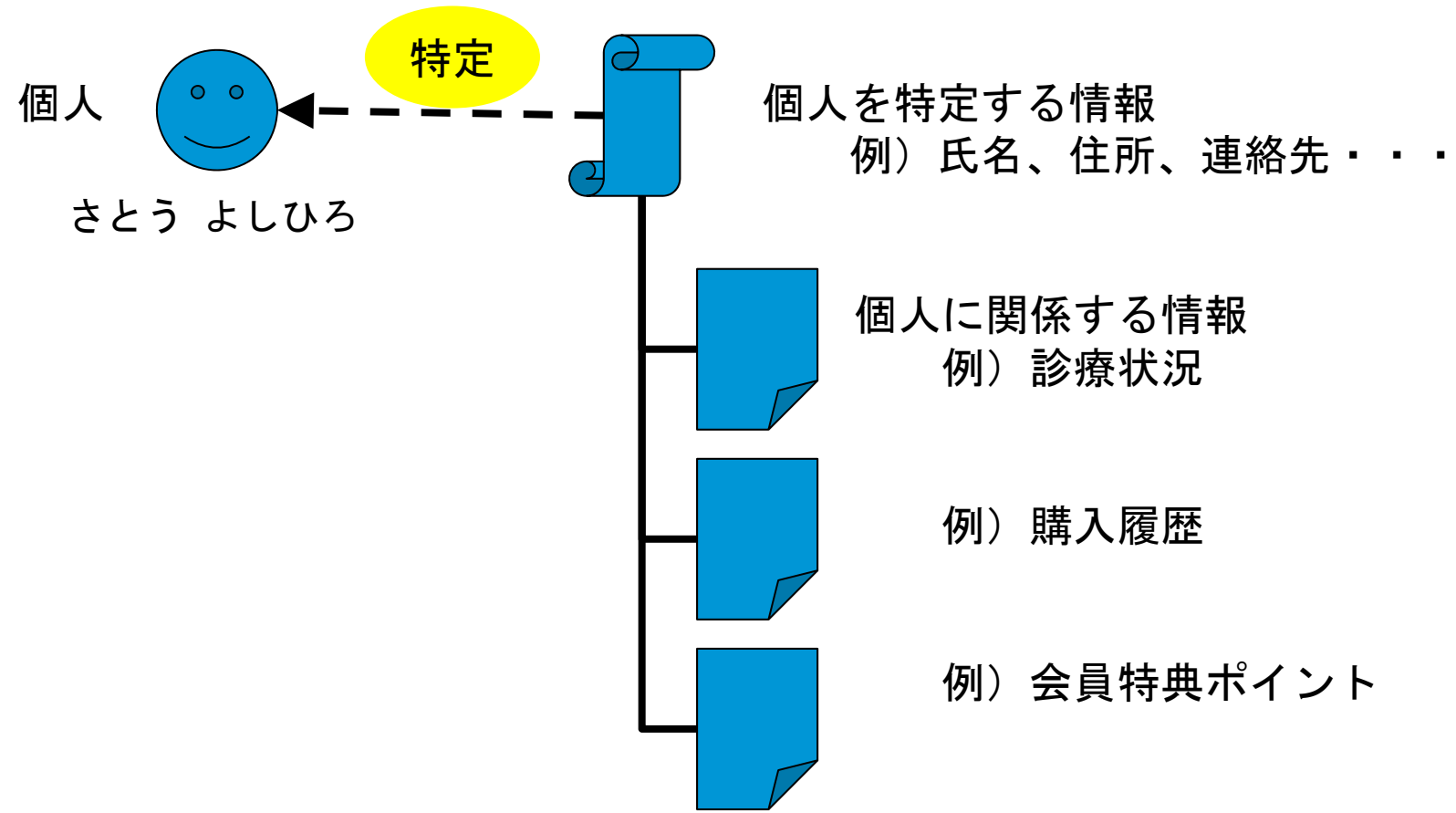
照合可能性

実名、仮名、属性情報



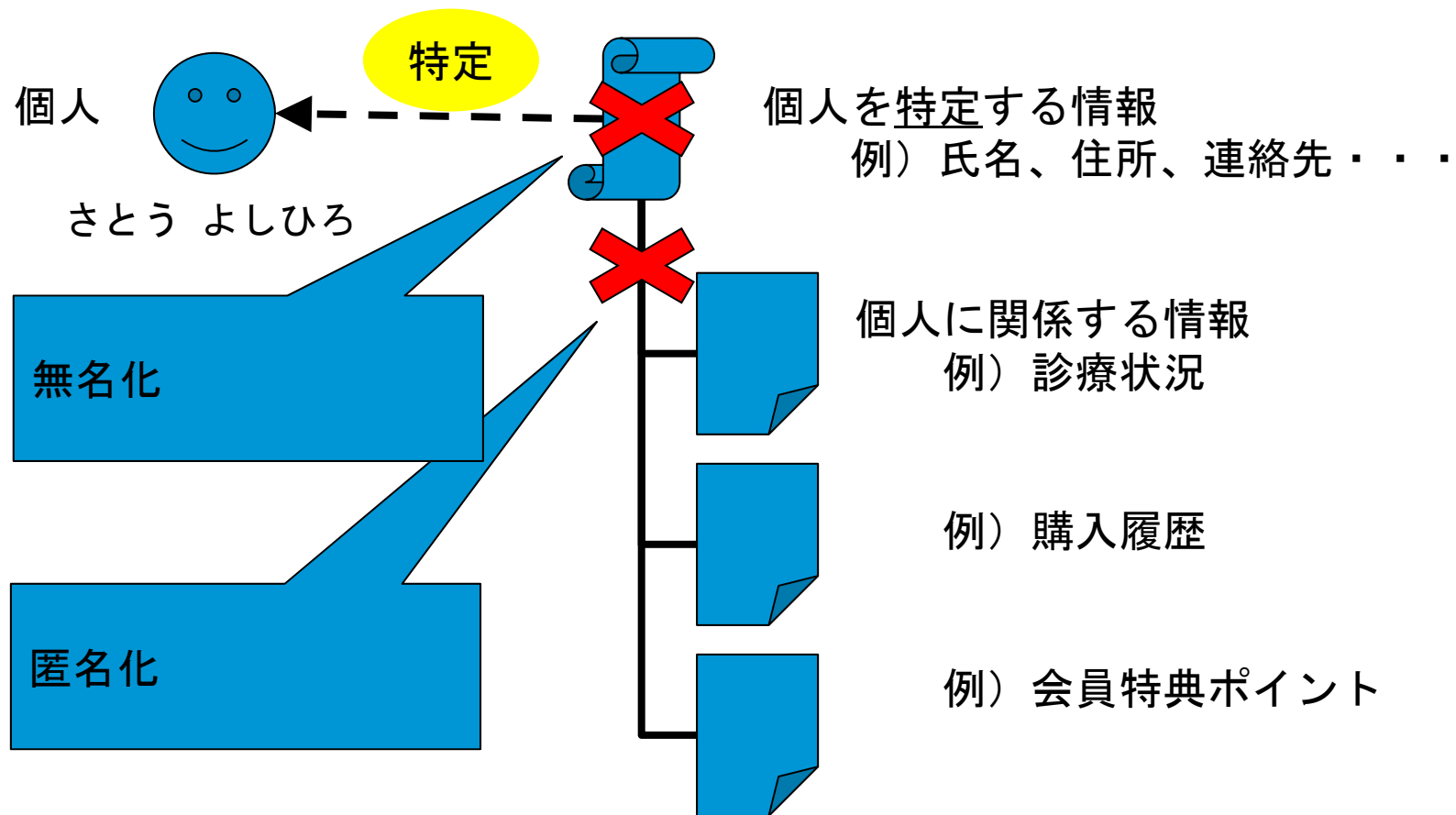
匿名と仮名、特定と同定の違い

・アイコンの説明



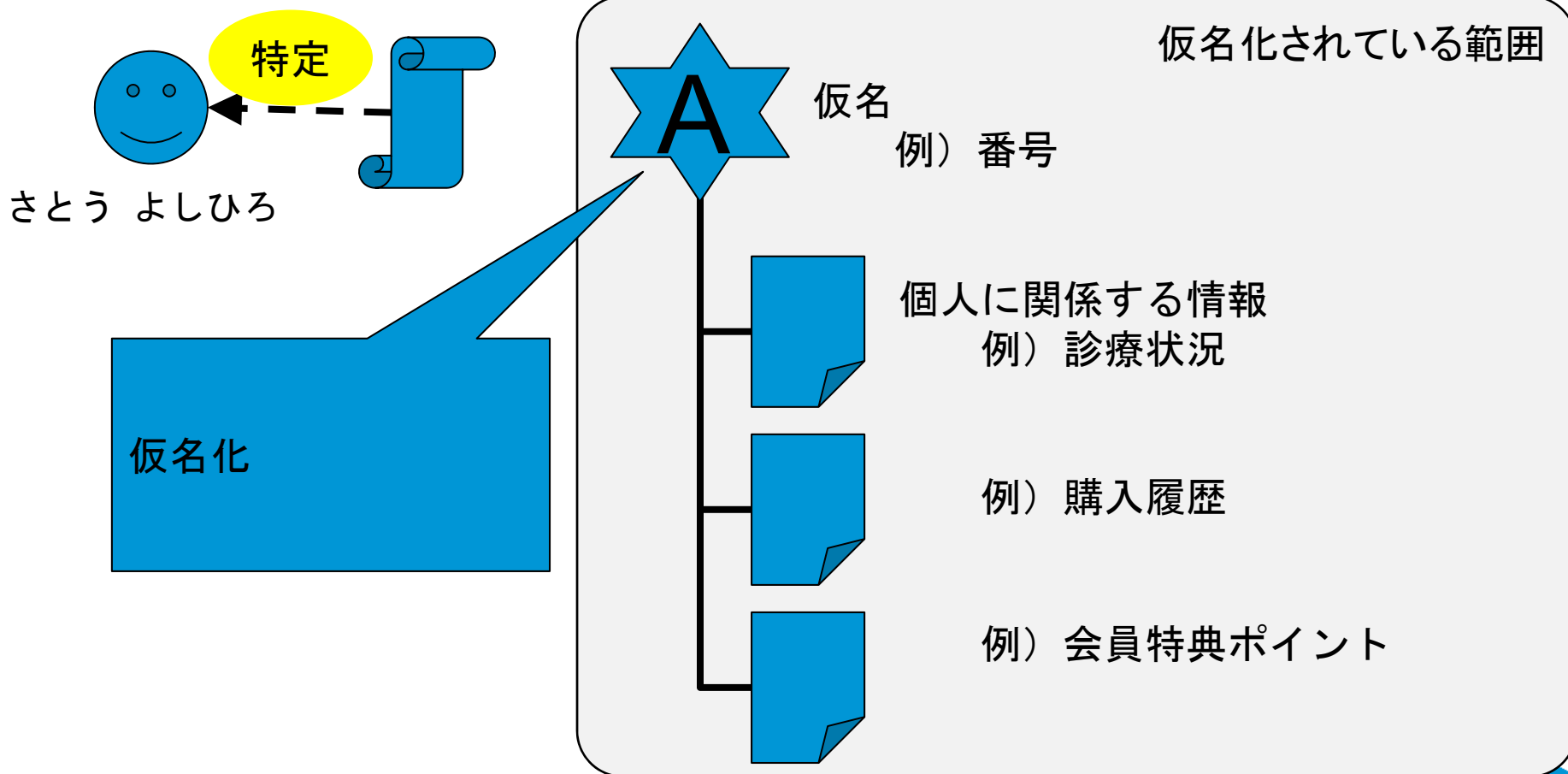
匿名と仮名、特定と同定の違い

匿名化(anonymize)



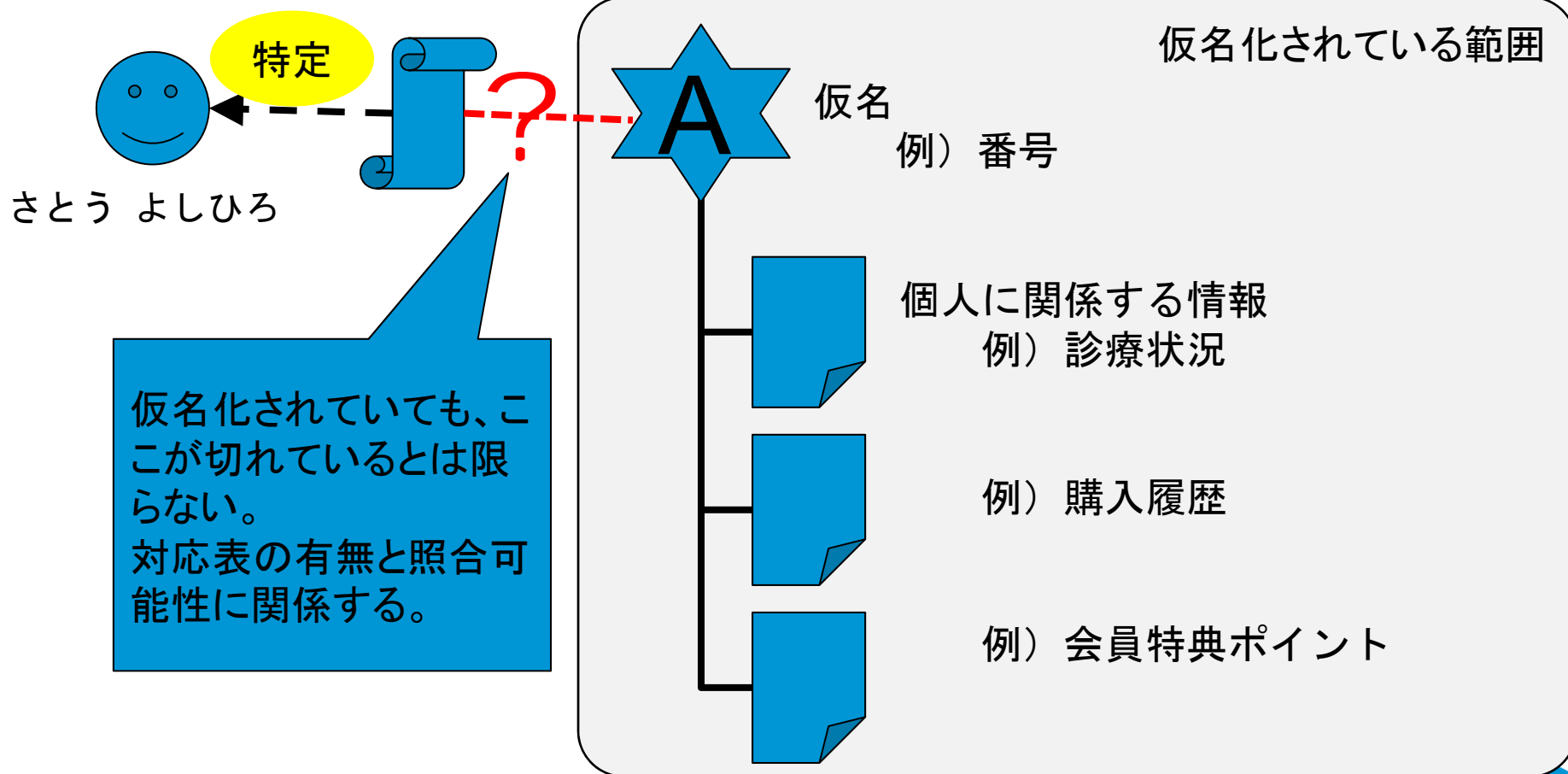
匿名と仮名、特定と同定の違い

・仮名化 (pseudonymize)



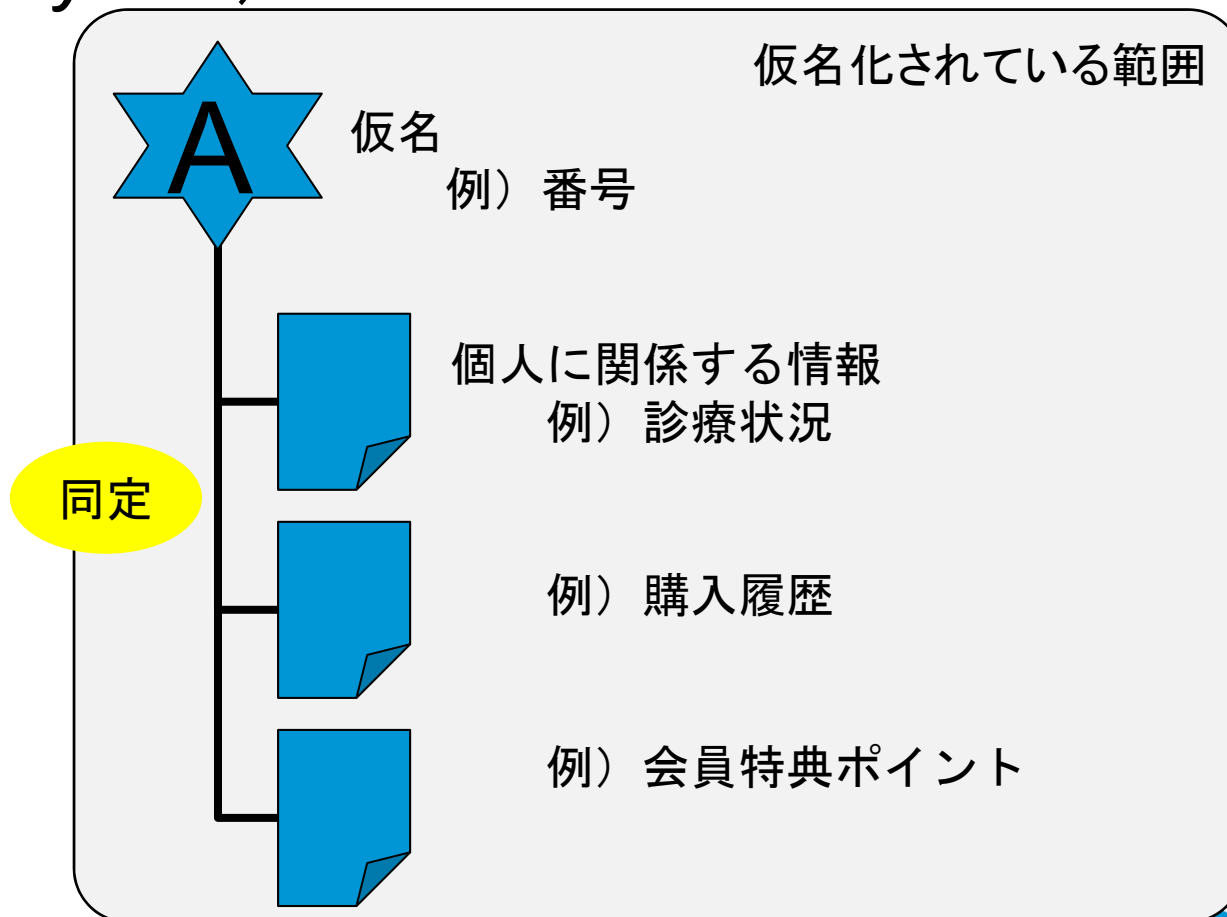
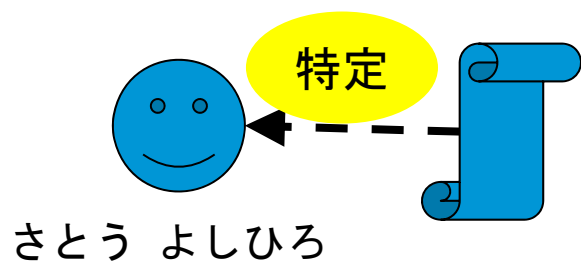
匿名と仮名、特定と同定の違い

・仮名化 (pseudonymize)



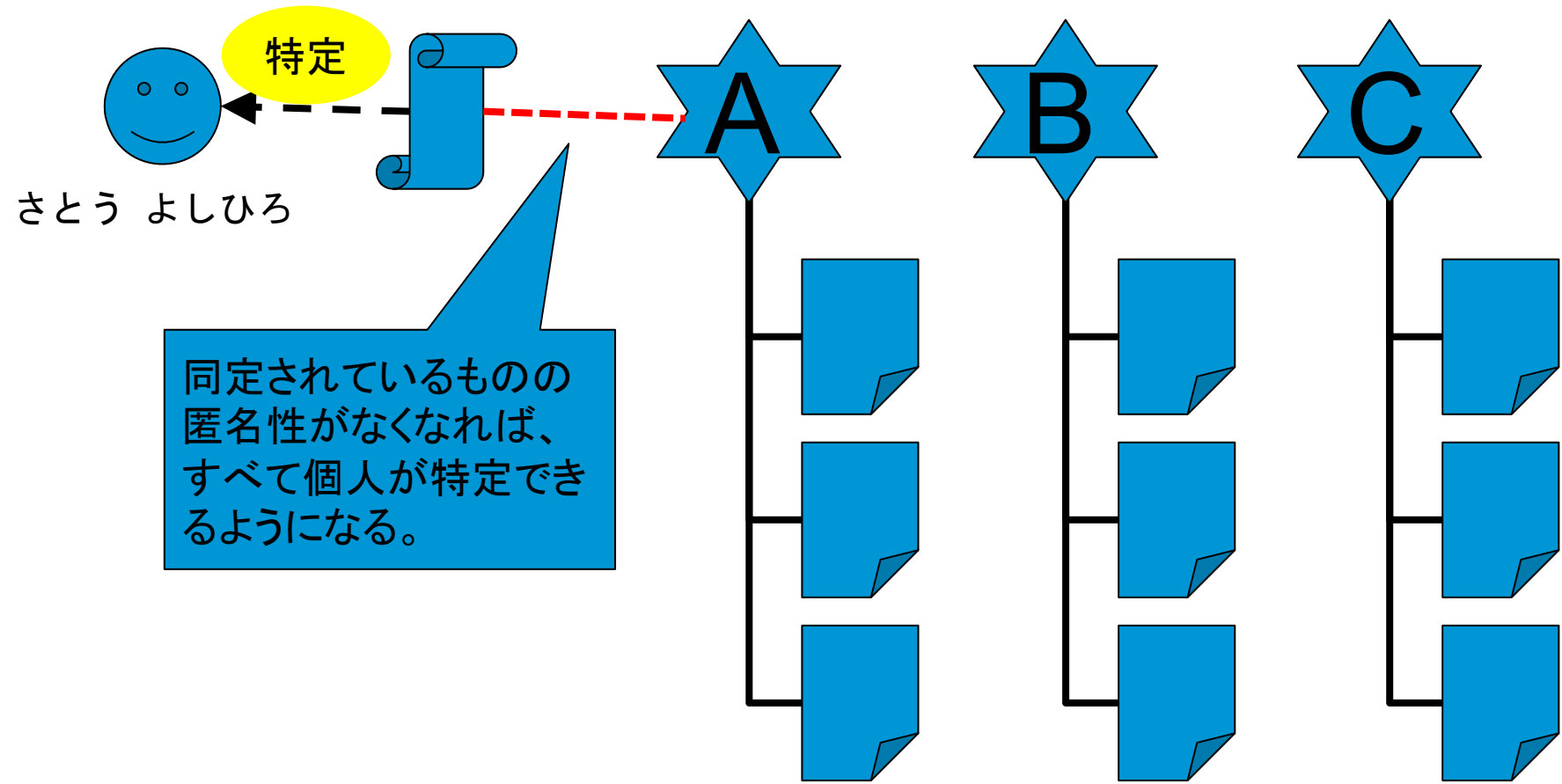
匿名と仮名、特定と同定の違い

・仮名化 (pseudonymize)



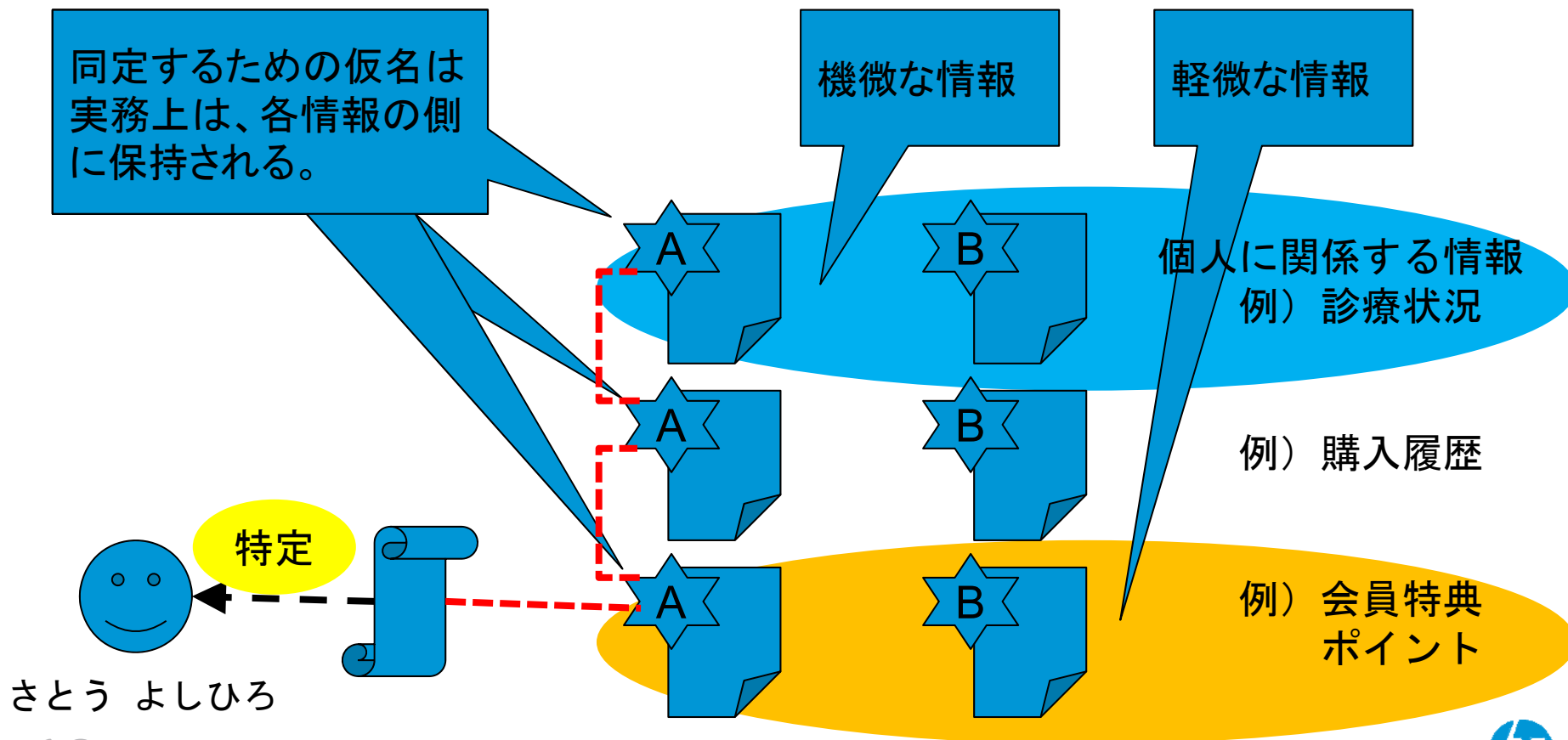
匿名と仮名、特定と同定の違い

匿名だが同定できる状態の注意点



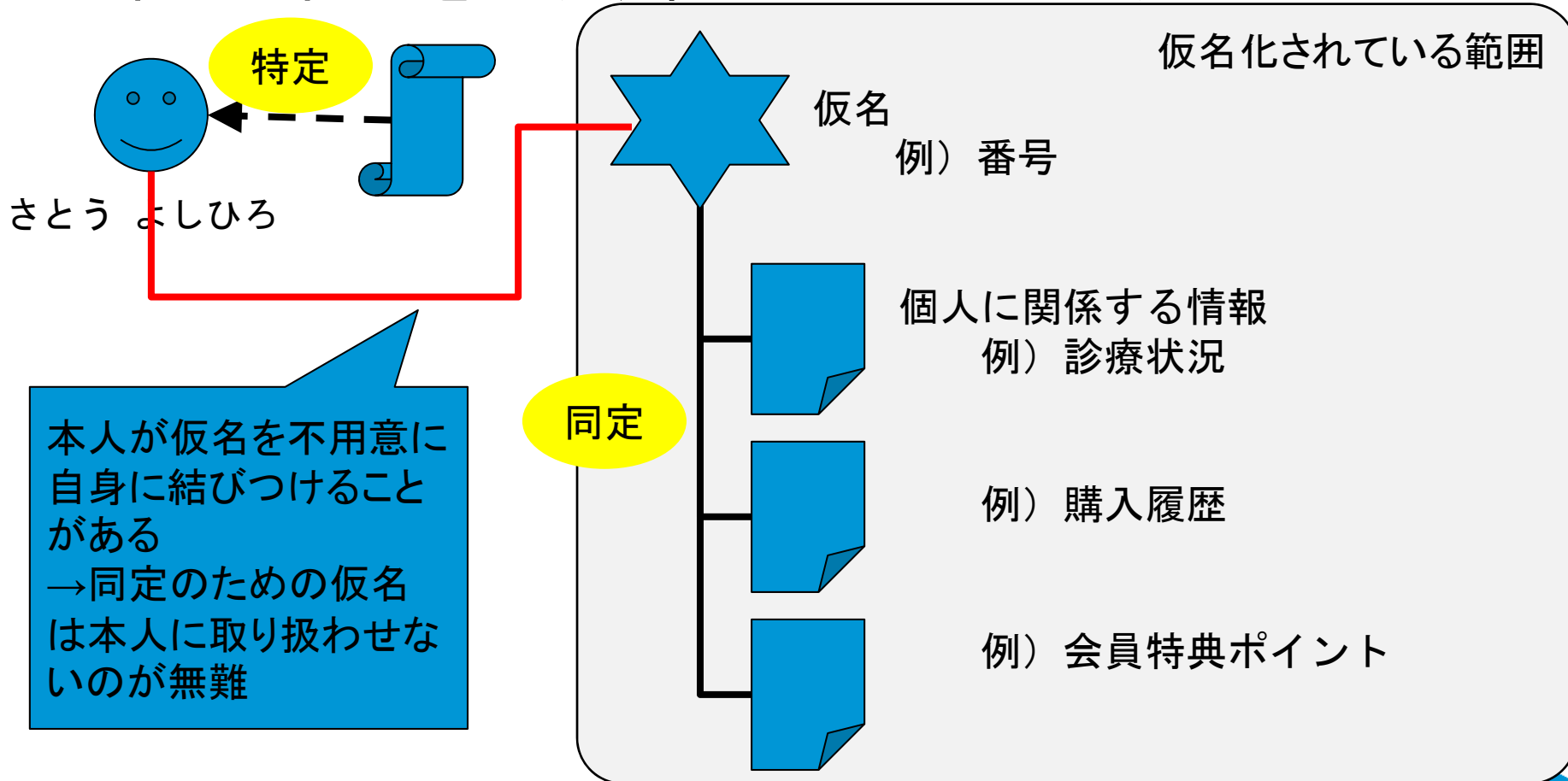
匿名と仮名、特定と同定の違い

匿名だが同定できる状態の注意点



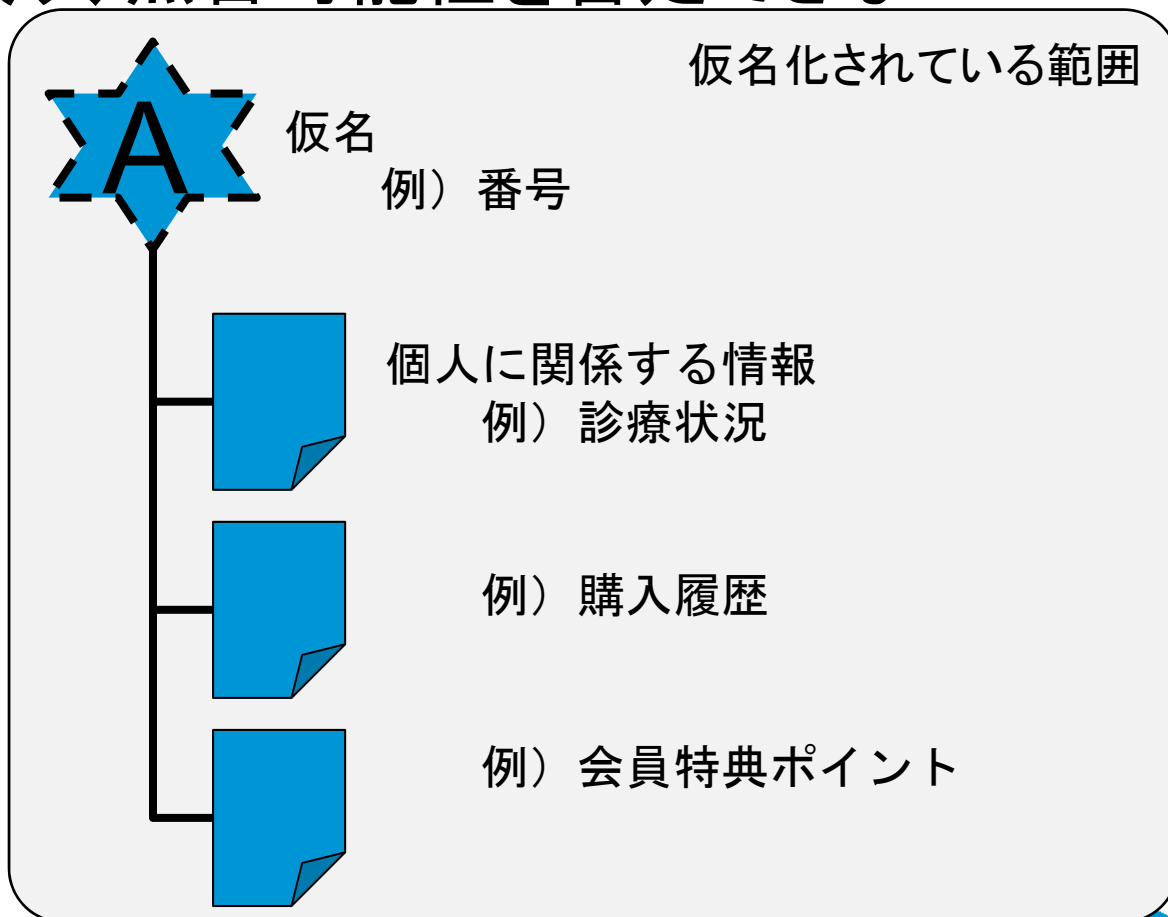
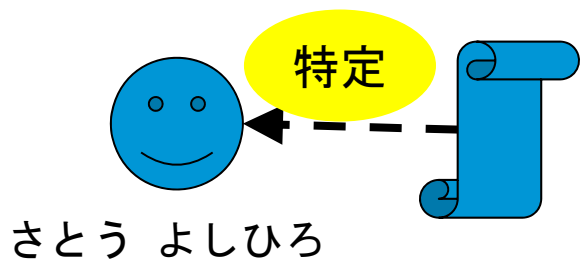
匿名と仮名、特定と同定の違い

・本人に仮名を取り扱わせるときの注意点



照合可能性

- 元データがある限り、照合可能性を否定できない？



照合可能性

- 「誰」にとっての照合可能性か？
- 個人情報保護法上の主体の単位は法人。その場合には、法人内に照合できるデータが存在すれば、いかなる分離管理をしても、照合可能性を否定できないのか？

参考(統計法ガイドラインにおける考え方)

匿名データの作成・提供に係るガイドライン(平成21年2月17日 総務省作成)

匿名データの匿名化処理の方法

- 提供機関は、調査単位及び統計単位(個人、世帯及び事業所等)等が特定又は推定されないよう、各統計調査の特性に応じて、現在、諸外国等で導入されている次の匿名化処理の技法等を組み合わせて匿名化処理を行う。
 - 識別情報の削除
 - **匿名データの再ソート(配列順の並べ替え)**
 - 識別情報のトップ(ボトム)・コーディング
 - 識別情報のグルーピング(リコーディング)
 - リサンプリング
 - スワッピング
 - 誤差の導入 等

匿名化の基準

- 調査票情報の特性は統計調査ごとに異なることから、各統計調査について一律に匿名化の基準を設定することは困難である。
- このため、提供機関は、匿名化する統計調査ごとにその特性を勘案し、一橋大学における匿名標本データの試行的提供の事例及び諸外国の統計機関における同様の提供の事例等を参考に匿名化の基準となる値、例えば、最小値が2件以下とならない等を定める。

参考(医学研究ガイドラインにおける考え方)

匿名化

- 個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、代わりにその人と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。試料等に付随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であっても、各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、その人を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部を取り除いて、その人が識別できないようにすることをいう。

連結可能匿名化

- 必要な場合に個人を識別できるように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。
※いわゆるコード化において、特定の人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法によるものは、連結可能匿名化に当たる。

連結不可能匿名化

- 個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。
※いわゆる無名化において、特定の人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法によるものは、連結不可能匿名化に当たる。

注

- 研究関係ガイドラインでは、個人情報を連結不可能匿名化した情報及び連結可能匿名化した情報であって研究を行う機関において対応表を保有していない場合は、個人情報に該当しないものとして整理している。
ただし、現行の個人情報保護法の解釈によると、連結可能匿名化された個人情報であって同一の法人内において対応表を有している場合は個人情報に該当すると整理されている。

関連用語

匿名

anonymous

特定
同定

identify

匿名化
仮名化
無名化

anonymize
pseudonymize
de-identify

連結可能匿名化
連結不可能匿名化

照合可能性

ビッグデータ時代における 個人情報の課題



元が個人情報及び一度でも個人情報と連結した情報を、匿名化するとき、それが匿名となる基準が定まっていない。

現行の個人情報保護法では、個人情報を破棄しない限り、非個人情報とはならない可能性がある。

商取引において、個人情報の破棄は困難又はあり得ない。さらに、電子データに対する破棄・削除の定義は不明確。

本日の資料

[http://yoshihiro.com/
speech/#2012-06-27](http://yoshihiro.com/speech/#2012-06-27)

佐藤 慶浩